

<第3部>

第7期 香美町障害福祉計画

第3期 香美町障害児福祉計画

第3部 第7期香美町障害福祉計画 第3期香美町障害児福祉計画

第1章 基本的な考え方

1-1 計画策定の趣旨

近年、障害のある人の高齢化やそれに伴う親亡き後の支援のあり方をはじめ、介護、介護職員の不足や重度障害者への支援等、障害者（児）を取り巻く現状やその支援ニーズは多様化しています。

国においては、全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合い、誰もが住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らすことができる共生社会の実現を目指し、「障害者基本法」や「障害者総合支援法」等の法律を整備し、様々な取組を推進しています。

そのような中、平成30（2018）年4月に「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」それぞれの改正法の施行により、障害者（児）の地域での暮らしを支援するため、自立生活援助や就労定着支援等のサービスが新設されるとともに、共生型サービスの創設等が進められました。また、医療的ケア児への支援や障害のある子どもへのサービス提供体制の構築を計画的に推進するため、各自治体における「市町村障害児福祉計画」の策定も定められました。

令和3（2021）年には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が改正され、障害者（児）への合理的配慮が義務化されことをはじめ、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」の施行等、障害者（児）への支援に関する法改正等が進められています。

令和3（2021）年3月に「第6期香美町障害福祉計画」及び「第2期障害児福祉計画」を策定し、障害福祉におけるサービスごとの必要な利用の見込量を定め、施策の推進を図ってきました。

今回、「第6期香美町障害福祉計画」及び「第2期障害児福祉計画」が令和6年3月をもって計画期間が満了することから、「第7期香美町障害福祉計画」及び「第3期障害児福祉計画」を策定し、同時に策定する「第4期香美町障害者福祉計画」と整合を図りながら、全ての人の人権が尊重され、誰もが住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らすことができるまちを目指します。

1-2 障害福祉計画・障害児福祉計画とは

「障害福祉計画」は、障害者総合支援法第88条の規定に基づく「市町村障害福祉計画」として、障害福祉サービス等の提供体制の確保に関する事項、数値目標及び確保すべきサービス量等を定める計画です。

「障害児福祉計画」は、児童福祉法第 33 条の 20 に基づく「市町村障害児福祉計画」として、障害児通所支援等の提供体制の確保に関する事項、数値目標及び確保すべきサービス量等を定める計画です。

「第 7 期障害福祉計画」及び「第 3 期障害児福祉計画」は、第 6 期障害福祉計画及び第 2 期障害福祉計画（計画期間：令和 3 年度～令和 5 年度）に係るサービス見込量についての達成状況を踏まえ、令和 6 年度から令和 8 年度までの計画として一体的に策定します。

1－3 計画の期間

「第 7 期香美町障害福祉計画」「第 3 期香美町障害児福祉計画」は、令和 6（2024）年度から令和 8（2026）年度の 3 年間を計画期間とします。

■「障害者福祉計画」「障害福祉計画」「障害児福祉計画」の計画期間

	R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
障害者福祉計画	第 4 期障害者福祉計画					
障害福祉計画	第 7 期障害福祉計画			第 8 期障害福祉計画		
障害児福祉計画	第 3 期障害児福祉計画			第 4 期障害児福祉計画		

1－4 計画の内容

1 計画の内容

(1) 記載すべき事項

「第 7 期障害福祉計画」及び「第 3 期障害児福祉計画」では、計画に記載すべき事項として、「計画の実施により達成すべき基本的な目標となる成果目標」と、「目標達成に向けて定期的な状況確認を行うべき指標となる活動指標」が定められており、数値目標及び必要なサービス量並びに確保のための方策を定める必要があります。

(2) 成果目標について

「第 7 期障害福祉計画」及び「第 3 期障害児福祉計画」では、国の基本指針に基づき、次ページの 7 点について、障害福祉計画等の実績及び地域の実情を踏まえて、令和 8 年度を目標年度として成果目標を設定します。

■ 国の基本指針に基づく成果目標

成果目標 1	福祉施設入所者の地域生活への移行
成果目標 2	精神障害にも対応した地域ケアシステムの構築
成果目標 3	地域生活支援の充実
成果目標 4	福祉施設から一般就労への移行等
成果目標 5	障害児支援体制の充実・強化等
成果目標 6	相談支援体制の充実・強化等
成果目標 7	障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

(3) 障害福祉サービス等及び障害児のサービスの見込量と確保のための方策

令和 6 年度から令和 8 年度までの各年度における障害福祉サービス及び相談支援等のサービスの種類ごとの見込量とその見込量を確保するための方策を定めます。

また、障害児通所サービス及び相談支援についても同様に見込量と見込量を確保するための方策を定めます。

(4) 地域生活支援事業の見込量と確保のための方策

令和 6 年度から令和 8 年度までの各年度における地域生活支援事業の種類ごとの見込量とその見込量を確保するための方策を定めます。

第2章 成果目標の設定

1 国の指針に基づく成果目標

国が令和5年5月に示した基本指針に基づき、障害福祉計画における成果目標を次のとおり設定します。

成果目標1 福祉施設入所者の地域生活への移行

障害のある人の地域生活への移行を進める観点から、福祉施設に入所している人のうち、今後、グループホームや住宅等に移行する人数を見込み、地域生活への移行者及び施設入所者の数値目標を設定します。

■国の基本方針

令和8年度末時点で、令和4年度末の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。

令和8年度末時点で、令和4年度末の施設入所者数を5%以上削減することを基本とする。

■第6期計画における成果目標と実績

指標名称	第6期計画実績			目標値
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
地域生活への移行者数	0人	0人	2人	2人
施設入所者数	38人	38人	43人	39人

■第7期計画における成果目標

指標名称	見込量等			目標値
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和8年度
地域生活への移行者数(3年間の累計)	0人	1人	2人	3人
施設入所者数(年度末時点)	43人	42人	41人	41人

■成果目標の設定に対する考え方

指標名称	目標値の設定に対する考え方
地域生活への移行者数	令和4年度末の施設入所者数(38人)の6%にあたる3人の地域への移行を目指します。
施設入所者数	令和4年度末の施設入所者数(38人)の5%にあたる2人の施設退所を目指します。

成果目標 2

精神障害にも対応した地域ケアシステムの構築

精神障害のある人が地域の一員として安心して暮らすことができるよう、保健、医療、福祉関係者による協議の場において、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」に向けた協議を実施します。

■国の基本方針

精神障害者の精神病床から退院後 1 年以内の地域での平均生活日数については、平成 30 年度に上位 10%の都道府県が達成している値、325.3 日以上とすることを基本とする。

令和 8 年度の全国の精神病床における 1 年以上長期入院患者数（65 歳以上、65 歳未満）の目標値については、令和 2 年度と比べて 3.3 万人の減少を目指すこととする。

精神病床における退院率については、平成 30 年度に上位 10%の都道府県が達成している値、3 ヶ月時点 68.9%以上、6 ヶ月時点 84.5%以上、1 年時点 91.0%以上とすることを基本とする。

■第 6 期計画における成果目標と実績

指標名称	第 6 期計画実績			目標値
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催数	10 回	3 回	2 回	2 回

■第 7 期計画における成果目標

指標名称	見込量等			目標値
	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 8 年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の設置（開催回数）	設置 (2 回)	設置 (2 回)	設置 (2 回)	設置 (2 回)

■成果目標の設定に対する考え方

指標名称	目標値の設定に対する考え方
保健・医療及び福祉関係者による協議の場の設置	令和 3 年度は障害者地域自立支援協議会精神グループを、令和 4 年度以降は障害者地域自立支援協議会本会議をそれぞれ地域包括ケアシステムの協議の場として位置づけました。 令和 6 年度以降は、障害者地域自立支援協議会運営会議を協議の場として位置づけ、医療機関や障害者相談支援事業所等と連携を図りながら、障害のある人が地域で安心して生活することができる環境の検討を進めます。

成果目標 3

地域生活支援の充実

障害の重度化、高齢化や「親亡き後」を見据え、障害のある人が地域で安心して暮らすことができるよう、地域生活支援拠点（面的体制整備）の機能の充実を図ります。

■国の基本方針

令和 8 年度末までの間、各市町において地域生活支援拠点等を整備（複数市町村による共同設置も可能）するとともに、その機能充実のため、コーディネーターを配置するなどにより効果的な支援体制の構築を進め、また、年 1 回以上、支援の実績を踏まえ運用状況を検証及び検討することを基本とする。

令和 8 年度末までに、強度行動障害を有する者に関して、支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めることを基本とする。【新規】

■第 6 期計画における成果目標と実績

指標名称	第 6 期計画実績			目標値
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	
地域生活支援拠点等の整備	検討	検討	面的体制整備	面的体制整備
地域生活支援拠点等の機能充実に 向けての運用状況の検証、検討の 実施	0 回	0 回	0 回	1 回

■第 7 期計画における成果目標

指標名称	見込量等			目標値
	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 8 年度
地域生活支援拠点等の整備	面的体制 整備	面的体制 整備	面的体制 整備	面的体制 整備
地域生活支援拠点コーディネータ ーの配置人数	0 人	0 人	1 人	1 人
地域生活支援拠点の機能充実（緊 急時の相談体制の構築等）	検討	検討	構築	構築
機能充実に向けた運用状況の検 証・検討回数	1 回/年	1 回/年	1 回/年	1 回/年
強度行動障害のある人の支援ニー ズの把握と支援体制の構築【新規】	ニーズ把握 の方法検討	ニーズの 把握	支援体制の 検討・構築	支援体制の 構築

■成果目標の設定に対する考え方

指標名称	目標値の設定に対する考え方
地域生活支援拠点等の整備 ※1	国が示す 5 つの機能のうち、「相談機能」の充実（夜間、休日等の相談体制の検討等）について取り組みます。
地域生活支援拠点コーディネーターの配置人数	令和 8 年度末までに 1 名の配置を目指します。
地域生活支援拠点の機能充実（緊急時の相談体制の構築等）	機能充実のため、効果的な支援体制及び緊急時の相談体制の構築に取り組みます。
機能充実に向けた運用状況の検証・検討回数	障害者地域自立支援協議会を活用しながら、年 1 回を目途に地域生活支援拠点等の運用状況の検証及び検討を行います。
強度行動障害のある人の支援ニーズの把握と支援体制の構築 ※2	強度行動障害者の支援ニーズの把握方法等を検討しながら、令和 8 年度末までに支援体制の整備について検討を進めます。

※1 地域生活支援拠点等とは、障害の重度化、高齢化や「親亡き後」を見据えた、居住支援のための機能をもつ場所や体制のことで、居住支援のための主な機能は、「① 相談」、「② 緊急時の受け入れ・対応」、「③ 体験の機会・場」、「④ 専門的人材の確保・養成」、「⑤ 地域の体制づくり」の 5 つを柱としている。

※2 強度行動障害とは、食べられないものを口に入れる、危険につながる飛び出しなど本人の健康を損ねる行動、他人を叩く、物を壊す、大泣きが何時間も続くなど、周囲の人の暮らしに影響を及ぼす行動が著しく高い頻度で起こるため、特別に配慮された支援が必要になっている状態であること。

成果目標 4

福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業、就労継続支援事業を通じて一般就労へ移行する人数の数値目標を設定します。また、一般就労への定着を図るため、就労継続支援事業の利用者に係る目標値を設定します。

■国の基本方針

令和 8 年度中に就労移行支援等を通じた一般就労への移行者数を、令和 3 年度実績の 1.28 倍以上とすることを基本とする。

就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用修了者に占める一般就労へ移行した者の割合が 5 割以上の事業所を 5 割以上とする。【新規】

就労定着支援事業の利用者数は、令和 8 年度末の利用者数を令和 3 年度末実績の 1.41 倍以上とすることを基本とする。

就労定着率については、令和 8 年度の就労定着支援事業の利用終了後の一定期間における就労定着率が 7 割以上となる就労定着支援事業所の割合を 2 割 5 分以上とすることを基本とする。【新規】

■第 6 期計画における成果目標と実績

指標名称	第 6 期計画実績			目標値
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	
一般就労への移行者数	1 人	2 人	1 人	2 人

■第7期計画における成果目標

指標名称	見込量等			目標値
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和8年度
一般就労への移行者数	1人	2人	2人	5人
うち就労移行支援利用者	0人	0人	1人	1人
うち就労継続支援A型利用者	0人	1人	1人	2人
うち就労継続支援B型利用者	1人	1人	1人	2人
就労定着支援事業の利用者数	－	0人	1人	1人
就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所【新規】	0	0	50%以上	50%以上
就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合【新規】	－	－	－	未設定

■成果目標の設定に対する考え方

指標名称	目標値の設定に対する考え方
一般就労への移行者数	国の基本方針に即しつつ実情を踏まえ、令和3年度末実績（1人）の1.28倍以上の5人とします。
就労定着支援事業の利用者数	国の基本方針に即しつつ実情を踏まえ、福祉的就労から一般就労へ移行した人等への利用促進を図ることとし、目標値は1人とします。（令和3年度実績：0人） ＜国指針：令和3年度末実績の1.41倍以上＞
就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所	町内で就労移行支援サービスが提供されていないことから、町内でのサービス提供体制の確保に努めながら、国の基本方針に即し、50%以上とします。
就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合 ※3	計画期間（3年）内に国が定める成果目標の基準である一定期間における就労定着率を満たすサービス提供事業所が町内になく目標値が設定できないため、「未設定」としますが、就労定着支援の利用を推進し、利用者の職場定着に努めます。

※3 就労定着率とは、過去6年間において就労定着支援の利用を終了した者のうち、雇用された通常の事業所に42月以上78月末満の期間継続して就労している者又は就労していた者の占める割合のことで、7割以上であれば就労定着実績体制加算の取得が可能となる。

成果目標 5

障害児支援の提供体制の整備等

保健、医療、福祉、保育、教育等と連携し、障害のある子どものライフステージに応じた切れ目のない支援を提供する体制を構築します。

■国の基本方針

児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、令和 8 年度末までに、児童発達支援センターを各市町又は各圏域に少なくとも 1 カ所以上設置することを基本とする。

障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、令和 8 年度末までに、全ての市町村において、障害児の地域社会への参加・包容を推進する体制を構築することを基本とする。【新規】

令和 8 年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は各圏域に少なくとも 1 カ所以上確保することを基本とする。

■第 6 期計画における成果目標と実績

指標名称	第 6 期計画実績			目標値
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	
児童発達支援センターの設置	設置	設置	設置	設置
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	構築	構築	構築	構築
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	確保	確保	確保	確保
医療的ケア児支援の協議の場の設置	検討	検討	設置	設置
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	－	－	設置	設置

■第7期計画における成果目標

指標名称	見込量等			目標値
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和8年度
児童発達支援センターの設置数	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所以上
保育所等訪問支援の実施	実施	実施	実施	実施
障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の構築【新規】	検討	検討	構築	構築
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の設置数	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所以上
主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の設置数	検討	検討	1カ所	1カ所以上
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	設置	設置	設置	設置
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置（人数）	検討	検討	1人	1人以上

■成果目標の設定に対する考え方

指標名称	目標値の設定に対する考え方
児童発達支援センターの設置数	引き続き北但広域療育センターの運営を支援します。
保育所等訪問支援の実施	保育所等訪問支援事業所及び障害児相談支援事業所と連携を図りながら、保育所等訪問支援のサービス提供に努めます。
障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の構築	北但広域療育センターと連携を図りながら、障害児の地域社会への参加・包容推進体制の構築に努めます。
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の設置数	重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所等の運営を支援し、安定したサービス提供を維持するとともに、重症心身障害児の支援が可能な放課後等デイサービス事業所の確保について検討を進めます。
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	障害児支援連絡会議による医療的ケア児の支援に関する協議を行います。
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	但馬圏域での配置を含め、1人以上の配置に努めます。

成果目標 6

相談支援体制の充実・強化等

相談支援体制を維持・強化するため、相談支援事業所への委託により総合的・専門的な相談支援体制を確保するとともに、基幹相談支援センターと相談支援事業所の連携により、相談支援体制の充実を図ります。

■国の基本方針

令和 8 年度末までに各市町において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保する。

協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うための必要な協議会の体制を確保する。【新規】

■第 6 期計画における成果目標と実績

指標名称	第 6 期計画実績			目標値
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	
基幹相談支援センター等の総合的・専門的な相談体制の実施と相談支援体制の強化を実施する体制の確保	確保	確保	確保	確保

■第 7 期計画における成果目標

指標名称	見込量等			目標値
	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 8 年度
基幹相談支援センターの設置	設置	設置	設置	設置
基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化を図る体制の確保	確保	確保	拡充	拡充
協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善の実施【新規】	検討	検討	実施	実施
上記取組を行うための必要な協議会の体制の確保【新規】	検討	検討	確保	確保

■ 成果目標の設定に対する考え方

指標名称	目標値の設定に対する考え方
基幹相談支援センターの設置	基幹相談支援センターと相談支援事業所が連携して、相談支援体制の充実と強化に努めます。
基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化を図る体制の確保	引き続き、基幹相談支援センターが中心となり、相談支援体制の強化を図る取組を進めます。
協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善の実施	令和 8 年度末までに、障害者地域自立支援協議会において必要な体制の確保を図り、個別の事例検討を通じたサービス基盤の開発、改善に向けた取組を行います。
上記取組を行うための必要な協議会の体制の確保	令和 8 年度末までに、障害者地域自立支援協議会において必要な体制の確保を図ります。

成果目標 7

障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

障害福祉サービスの多様化する中で、サービス提供事業者が利用者に対して必要とするサービスを適切に提供することができるよう、障害福祉サービス等の質を向上させる取組を進めます。

■国の基本方針

令和 8 年度末までに、都道府県や市町村において、サービスの質の向上を図るための取組に関する事項を実施する体制を構築する。

■第 6 期計画における成果目標と実績

指標名称	第 6 期計画実績			目標値
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	
障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築	構築	維持	維持	構築

■第 7 期計画における成果目標

指標名称	見込量等			目標値
	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 8 年度
障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を維持	維持	維持	維持	維持

■成果目標の設定に対する考え方

指標名称	目標値の設定に対する考え方
障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を維持	県と合同で実施する指導監査、県及び各種団体が実施する障害福祉サービス等に係る研修会等へ積極的に担当職員が参加し、障害福祉サービスの質を向上させる取組を推進します。

第3章 障害福祉サービス及び相談支援の見込量と確保の方策

「第7期香美町障害福祉計画」及び「第3期香美町障害児福祉計画」における「成果目標」の達成に向け、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス等について、サービス等の種類ごとに、見込量の設定に対する考え方、見込量及び見込量確保のための方策を定めます。

1 訪問系サービス

見込量の設定に対する考え方

利用実績及び利用者数をもとに、介護者の高齢化などを勘案し、見込量を設定します。

見込量を確保するための方策

町内や近隣の障害福祉サービス提供事業所との連携を強化するとともに、新規事業者の参入促進を図り、サービスの提供体制の確保に努めます。

■サービス等の内容

サービス名	内容
居宅介護	居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由、重度の知的障害、精神障害であって常時介護が必要な方に対して、居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助や、外出時における移動中の介護を総合的に行います。
同行援護	視覚障害により移動に著しい困難を有する方等に対して、外出時において同行し、移動に必要な情報を提供（代筆・代読を含む。）するとともに、移動の援護や外出する際の必要な援助を行います。
行動援護	知的障害又は精神障害により、一人での行動が難しい方や常時介護を必要とする方に対して、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護その他の必要な援助を行います。
重度障害者等包括支援	特に介護の必要性が高い方に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。

2 日中活動系サービス

見込量の設定に対する考え方

利用実績及び利用者数をもとに、今後の利用ニーズなどを勘案し、見込量を設定します。

見込量を確保するための方策

町内や近隣の障害福祉サービス提供事業所との連携を強化するとともに、新規事業者の参入促進を図り、サービスの提供体制の確保に努めます。

■サービス等の内容

サービス名	内容
生活介護	常時介護が必要な方に、昼間、障害者支援施設又は障害福祉サービス事業所において、入浴、排せつ及び食事等の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の身体機能又は生活能力の向上のために必要な援助を行います。
自立訓練（機能訓練）	身体障害のある人等に、障害者支援施設若しくは障害福祉サービス事業所又は居宅において、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。
自立訓練（生活訓練）	知的障害又は精神障害のある人に、障害者支援施設若しくは障害福祉サービス事業所又は居宅において、入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。
就労選択支援【新規】	障害のある人本人が就労先、働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性にあった仕事探しや支援機関選びができるよう必要な支援を行います。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する障害のある人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行います。
就労継続支援 A 型	一般就労が困難な方で、雇用契約に基づく就労が可能な方に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 B 型	雇用契約に基づく就労が困難な方に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練その他必要な支援を行います。

■サービス等の内容

サービス名	内容
就労定着支援	就労移行支援等のサービスを利用して一般企業に就職した方に対し、就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行います。
療養介護	医療と常時介護を必要とする方に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行います。
短期入所	自宅で介護する方が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。（※障害者支援施設等において実施する「福祉型」と、医療機関等において実施する「医療型」に分類されます。）

3 居住支援、施設系サービス

見込量の設定に対する考え方

利用実績及び利用者数をもとに、障害の重度化、高齢化や「親亡き後」のグループホームの利用ニーズ等を勘案し、見込量を設定します。

見込量を確保するための方策

町内や近隣の障害福祉サービス提供事業所との連携を強化するとともに、新規事業者の参入促進を図り、サービスの提供体制の確保に努めます。

町が設置しているグループホーム「レジデンスカスミ」改築、増床によるグループホームの充実に努めます。

■サービス等の内容

サービス名	内容
自立生活援助	施設入所支援や共同生活援助の利用者や精神科病院等に入院していた方等を対象として、定期的な巡回訪問等により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行います。
共同生活援助	共同生活を営む住居において、夜間や休日に、相談、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
施設入所支援	施設に入所する方に、夜間や休日に、入浴、排せつ及び食事の介護等を行います。

4 相談支援

見込量の設定に対する考え方

利用実績及び利用者数をもとに、障害福祉サービスの今後の利用ニーズを勘案し、見込量を設定します。

見込量を確保するための方策

相談支援事業所の拡充に向け、町外に拠点を置く相談支援事業所のサテライトオフィスの誘致に取り組みます。

障害者地域自立支援協議会を中心とした関係機関との連携の強化や但馬圏域相談支援連絡会での研修会等を通じ、相談支援の質の向上に向けた取組を進めます。

■サービス等の内容

サービス名	内容
計画相談支援	障害福祉サービス等を利用する方の心身の状況や環境等を勘案し、利用するサービスの内容等を定めたサービス等利用計画の作成を行うほか、サービス等利用計画が適切かどうかを、一定期間ごとに検証（モニタリング）し、その結果等を勘案してサービス等利用計画の見直しを行います。
地域移行支援	障害者支援施設等に入所している方又は精神科病院に入院している方に対して、住居の確保や地域での生活に移行するための支援を行います。
地域定着支援	障害者支援施設等から退所し居宅において単身で生活する方などに対して、常時の連絡体制を確保し、緊急時等の相談に応じます。

5 第6期香美町障害福祉計画における障害福祉サービスの見込量と実績

(1) 訪問系サービスの見込量と実績

サービス名	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
居宅介護	総利用時間 (時間/月)	185	256	185	267	185	
	実利用者数 (人/月)	22	30	22	19	22	
重度訪問介護	総利用時間 (時間/月)	1	0	1	0	1	
	実利用者数 (人/月)	1	0	1	0	1	
同行援護	総利用時間 (時間/月)	50	92	50	97	50	
	実利用者数 (人/月)	12	10	12	10	12	
行動援護	総利用時間 (時間/月)	1	1	1	1	1	
	実利用者数 (人/月)	1	1	1	1	1	
重度障害者等 包括支援	総利用時間 (時間/月)	0	0	0	0	0	
	実利用者数 (人/月)	0	0	0	0	0	

(2) 日中活動系サービスの見込量と実績

サービス名	単位	令和 3 年度		令和 4 年度		令和 5 年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
生活介護	延利用者数 (人日/月)	1,407	1,451	1,456	1,433	1,507	
	実利用者数 (人/月)	73	71	77	71	82	
自立訓練 (機能訓練)	延利用者数 (人日/月)	20	7	20	30	20	
	実利用者数 (人/月)	1	1	1	2	1	
自立訓練 (生活訓練)	延利用者数 (人日/月)	20	13	20	33	20	
	実利用者数 (人/月)	1	1	1	2	1	
就労移行支援	延利用者数 (人日/月)	19	1	38	2	57	
	実利用者数 (人/月)	1	1	2	1	3	
就労継続支援 (A型)	延利用者数 (人日/月)	85	73	85	18	85	
	実利用者数 (人/月)	5	4	5	1	5	
就労継続支援 (B型)	延利用者数 (人日/月)	900	823	900	853	900	
	実利用者数 (人/月)	5	49	5	51	5	
就労定着支援	実利用者数 (人/月)	1	0	2	0	3	
療養介護	実利用者数 (人/月)	4	4	4	4	4	
短期入所 (福祉型)	延利用者数 (人日/月)	20	72	25	25	30	
	実利用者数 (人/月)	5	8	6	5	7	
短期入所 (医療型)	延利用者数 (人日/月)	0	0	0	0	0	
	実利用者数 (人/月)	0	0	0	0	0	

(3) 居住系サービスの見込量と実績

サービス名	単位	令和 3 年度		令和 4 年度		令和 5 年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
自立生活援助	総利用者数 (人/月)	1	0	1	0	1	
共同生活援助	総利用者数 (人/月)	35	37	35	39	35	
施設入所支援	実利用者数 (人/月)	35	38	35	38	34	

(4) 相談支援の見込量と実績

サービス名	単位	令和 3 年度		令和 4 年度		令和 5 年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
計画相談支援	実利用者数 (人/月)	55	51	61	49	68	
地域移行支援	実利用者数 (人/月)	2	1	2	1	2	
地域定着支援	実利用者数 (人/月)	3	4	3	4	4	

6 第7期香美町障害福祉計画における障害福祉サービスの見込量

(1) 訪問系サービスの見込量

サービス名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護	総利用時間 (時間/月)	260	270	280
	実利用者数 (人/月)	22	23	24
重度訪問介護	総利用時間 (時間/月)	0	0	0
	実利用者数 (人/月)	0	0	0
同行援護	総利用時間 (時間/月)	120	130	140
	実利用者数 (人/月)	12	13	14
行動援護	総利用時間 (時間/月)	0	0	0
	実利用者数 (人/月)	0	0	0
重度障害者等包括支援	総利用時間 (時間/月)	0	0	0
	実利用者数 (人/月)	0	0	0

(2) 日中活動系サービスの見込量

サービス名	単位	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
生活介護	延利用者数 (人日/月)	1,400	1,400	1,400
	実利用者数 (人/月)	70	70	70
自立訓練 (機能訓練)	延利用者数 (人日/月)	20	20	20
	実利用者数 (人/月)	1	1	1
自立訓練 (生活訓練)	延利用者数 (人日/月)	20	20	20
	実利用者数 (人/月)	1	1	1
	うち精神障害者	1	0	0
就労選択支援 【新規】	実利用者数 (人/月)	2	2	2
就労移行支援	延利用者数 (人日/月)	40	20	20
	実利用者数 (人/月)	2	1	1
就労継続支援 (A型)	延利用者数 (人日/月)	20	20	20
	実利用者数 (人/月)	1	1	1
就労継続支援 (B型)	延利用者数 (人日/月)	930	960	980
	実利用者数 (人/月)	53	55	56
就労定着支援	実利用者数 (人/月)	0	0	20
療養介護	実利用者数 (人/月)	5	5	5
短期入所 (福祉型)	延利用者数 (人日/月)	25	30	35
	実利用者数 (人/月)	5	6	7
短期入所 (医療型)	延利用者数 (人日/月)	0	0	0
	実利用者数 (人/月)	0	0	0

(3) 居住系サービスの見込量と実績

サービス名	単位	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
自立生活援助	総利用者数 (人/月)	0	0	0
	うち精神障害者	0	0	0
共同生活援助	総利用者数 (人/月)	41	42	43
	うち精神障害者	9	9	9
施設入所支援	実利用者数 (人/月)	43	42	41

(4) 相談支援の見込量と実績

サービス名	単位	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
計画相談支援	実利用者数 (人/月)	50	52	54
地域移行支援	実利用者数 (人/月)	1	1	1
	うち精神障害者	1	1	1
地域定着支援	実利用者数 (人/月)	6	7	8
	うち精神障害者	5	6	7

第4章 障害児通所支援及び相談支援の見込量と確保の方策

「第7期香美町障害福祉計画」及び「第3期香美町障害児福祉計画」における「成果目標」の達成に向け、児童福祉法に基づく障害児を対象としたサービスについて、サービス等の種類ごとに見込量の設定に対する考え方、見込量及び見込量確保のための方策を定めます。

1 障害児通所支援

見込量の設定に対する考え方

利用実績及び利用者数をもとに、事業所の開設予定や今後の利用ニーズ等を勘案して見込量を設定します。

見込量を確保するための方策

町内や近隣の障害福祉サービス提供事業所との連携を強化するとともに、新規事業者の参入促進を図り、サービスの提供体制の確保に努めます。

■サービス等の内容

サービス名	内容
児童発達支援	療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障害児を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技術の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。
医療型児童発達支援	肢体不自由で、理学療法等の機能訓練又は医学的管理下での支援が必要であると認められた障害児を対象に、児童発達支援及び治療を行います。
放課後等デイサービス	学校に就学している障害児を対象に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進、その他必要な支援を行います。
保育所等訪問支援	児童指導員や保育士が、保育所や児童が集団生活を営む施設等を定期的に訪問し、障害児本人や保育所等のスタッフに対し、障害児が集団生活に適応するための専門的な支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障害等の状態にあつて、外出することが著しく困難な障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技術の付与、その他必要な支援を行います。

2 障害児相談支援

見込量の設定に対する考え方

利用実績及び利用者数をもとに、障害福祉サービスの今後の利用ニーズを勘案し、見込量を設定します。

見込量を確保するための方策

障害者地域自立支援協議会を中心に関係機関との連携を強化や但馬圏域相談支援連絡会での研修会等を通じ、相談支援の質の向上に向けた取組を進めます。

■サービス等の内容

サービス名	内容
障害児相談支援	障害児通所支援等を利用する方の心身の状況や環境等を勘案し、利用するサービスの内容等を定めた障害児支援利用計画の作成を行うほか、障害児支援利用計画が適切かどうかを、一定期間ごとに検証（モニタリング）し、その結果等を勘案してサービス等利用計画の見直しを行います。

3 第2期障害児福祉計画における障害児通所支援及び相談支援の見込量と実績

サービス名	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
児童発達支援	延利用者数 (人日/月)	41	29	43	11	46	
	実利用者数 (人/月)	14	10	16	3	18	
医療型児童 発達支援	延利用者数 (人日/月)	0	0	0	0	0	
	実利用者数 (人/月)	0	0	0	0	0	
放課後等 デイサービス	延利用者数 (人日/月)	175	121	175	29	175	
	実利用者数 (人/月)	28	20	28	15	28	
保育所等訪問 支援	延利用者数 (人日/月)	2	2	3	2	4	
	実利用者数 (人/月)	2	2	3	2	4	
居宅訪問型 児童発達支援	延利用者数 (人日/月)	0	0	0	0	0	
	実利用者数 (人/月)	0	0	0	0	0	
障害児相談支援	実利用者数 (人/月)	25	13	29	9	33	

4 第3期障害児福祉計画における障害児通所支援及び相談支援の見込量

サービス名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	延利用者数 (人日/月)	21	25	30
	実利用者数 (人/月)	5	6	7
医療型児童 発達支援	延利用者数 (人日/月)	0	0	0
	実利用者数 (人/月)	0	0	0
放課後等 デイサービス	延利用者数 (人日/月)	150	170	170
	実利用者数 (人/月)	23	24	24
保育所等訪問 支援	延利用者数 (人日/月)	2	2	2
	実利用者数 (人/月)	2	2	2
居宅訪問型 児童発達支援	延利用者数 (人日/月)	0	0	0
	実利用者数 (人/月)	0	0	0
障害児相談支援	実利用者数 (人/月)	10	11	11

第5章 地域生活支援事業の見込量と確保の方策

障害者総合支援法に基づき、障害のある人が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じ実施する地域生活支援事業について、事業の種類ごとの実施に対する考え方、見込量及び見込量確保のための方策を定めます。

1 必須事業

見込量の設定に対する考え方

利用実績及び利用者数をもとに見込量を設定します。

見込量を確保するための方策

① 理解促進・啓発事業

障害のある人への住民理解を深めるための情報を適切に提供するため、広報誌やホームページを通じ周知します。

② 自発的活動支援事業

障害のある人やその家族同士の情報交換のできる自発的な交流活動の支援を図るため、「サロンほのぼの」を開催します。

③ 相談支援事業

基幹相談支援センター、相談支援事業所等の連携を図り相談支援業務の充実に努めます。

④ 成年後見制度利用促進事業

成年後見制度の普及に努めるとともに、判断能力が不十分な障害のある人について親族による申し立てが困難な場合は、町が申し立てを行います。

⑤ 成年後見制度法人後見支援事業

後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制の整備に努めます。

⑥ 意思疎通支援事業

聴覚障害のある人等が参加する講演会等に対し、手話通訳者及び要約筆記者の派遣に努めます。

⑦ 日常生活用具給付等事業

広報誌やホームページを通じ事業内容の周知に努めるとともに、障害のある人が自宅での日常生活をより円滑に過ごせるよう適正な給付に努めます。

⑧ 手話奉仕員養成研修事業

手話奉仕員養成講座を通じ、手話奉仕員の養成、確保に努めます。

⑨ 移動支援事業

ヘルパー不足が課題となっていますが、移動支援事業委託事業所との連携により、事業の推進を図ります。

見込量を確保するための方策

⑩ 地域活動支援センター事業

令和 8 年度末を目途に地域活動支援センターを開設し、創作活動、生産活動の場や生活における困りごとを相談できる場を提供するとともに、事業所との連携を図りながら支援体制を整え、利用促進に努めます。

■ 事業等の内容

事業名等	内容
理解促進研修・啓発事業	障害のある人が日常生活及び社会生活をするうえで生じる「社会的障壁」をなくすため、地域の住民に対して、障害のある人に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動等を行います。
自発的活動支援事業	障害のある人、その家族、地域住民等が地域において自発的に行う活動を支援します。
相談支援事業	障害者相談支援事業 障害のある人やその家族等の保健福祉に対する相談支援事業を充実し、障害福祉サービスなど必要な情報の提供と利用の援助、専門のサービス提供機関の紹介を行います。また虐待の防止や早期発見のための体制を整え、関係機関と連絡調整を行い、障害のある人の権利擁護のための必要な援助を行います。
	基幹相談支援センター等機能強化事業 市町村における相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を基幹相談支援センター等に配置することや、基幹相談支援センター等が地域における相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行に向けた取組等を実施することにより、相談支援機能の強化を図ります。
	住宅入居等支援事業（居住サポート事業） 民間賃貸住宅（アパート、一戸建て等）及び公営住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障害のある人に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障害のある人の地域生活を支援します。

■事業等の内容

事業名等	内容
成年後見制度 利用促進事業	成年後見制度の利用が有効と認められる知的障害のある人・精神障害のある人に対して、成年後見制度の利用を促進し、成年後見制度の申し立てに要する経費（登録手数料、鑑定費用等）及び後見人等の報酬の全部または一部を助成します。
成年後見制度 法人後見支援事業	成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制について検討を行います。
意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある人のために、手話通訳者や要約筆記者の派遣、点訳、代筆、代読、音声訳による支援等を行います。
日常生活用具給付等事業	重度の身体障害のある人、知的障害のある人、難病を抱える人、障害のある児童であって当該用具を必要とする人を対象に、日常生活に必要な用具の給付を行います。
手話奉仕員養成研修事業	聴覚障害のある人との交流活動の促進、市町村の広報活動等の支援者として期待される手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を取得した人）の養成研修を行います。
移動支援事業	屋外での移動が困難な障害のある人に対して、個別または複数での利用の支援を図り、社会生活上必要な外出や余暇活動等といった社会参加のための外出の支援サービスを提供します。
地域活動支援センター 事業	地域活動支援センターにおいて創作活動の場や生産活動の機会の提供を行い、障害のある人が通うことによって、地域生活の支援を促進します。

2 任意事業

見込量の設定に対する考え方

利用実績及び利用者数をもとに、事業所の開設予定や今後の利用ニーズ等を勘案して見込量を設定します。

見込量を確保するための方策

- ① 訪問入浴サービス事業
重度の身体障害のある人の身体の清潔保持等を図るため、訪問入浴サービス事業を継続して実施します。
- ② 日中一時支援事業
日中一時支援事業委託事業所との連携により、事業の推進を図ります。
- ③ レクリエーション事業
「香美町手をつなぐ育成会」等の関係団体との連携により、事業の推進を図ります。
- ④ 芸術文化活動振興
香美町社会福祉協議会等の関係団体との連携により、作品展等の事業を実施します。
- ⑤ 点字・声の広報等発行事業
視覚障害等により文字による情報入手が困難な人に対して、声の広報等の提供を通じ分かりやすい情報提供に努めます。

■事業等の内容

事業名等	内容
訪問入浴サービス事業	入浴が困難だと思われる身体障害のある人を対象に、居宅を訪問し、浴槽の提供や入浴の介護を行い、身体の清潔保持や心身機能の維持を図ります。
日中一時支援事業	障害のある人の家族が介護により就労の時間が制約されないよう、また、介護の一時的な休息時間を確保するため、障害のある人の日中の活動の場所を確保し必要な支援を提供します。
レクリエーション活動等支援事業	障害のある人等の交流を図るため、レクリエーション教室等を開催し、障害のある人がレクリエーションに触れる機会等を提供します。
芸術文化活動振興事業	障害のある人の芸術文化活動を振興するため、障害者等の作品展等の芸術文化活動の機会を提供します。
点字・声の広報等発行事業	文字による情報入手が困難な障害のある人のために、点訳・音訳といった障害のある人にわかりやすい方法で、日常生活を送るにあたり必要度の高い情報を提供します。

3 第6期障害福祉計画における地域生活支援事業の見込量と実績

事業名		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
必須事業	理解促進・啓発事業	実施	実施	実施	実施	実施	実施
	自発的活動支援事業	実施	実施	実施	実施	実施	実施
	相談支援事業						
	①障害者相談支援事業	6カ所	6カ所	6カ所	6カ所	6カ所	6カ所
	②基幹相談支援センター	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所
	③基幹相談支援センター機能強化事業	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所
	④住宅入居等支援事業	－	0	－	0	－	0
	成年後見制度利用支援事業	1人	0人	1人	0人	1人	
	成年後見制度法人利用支援事業	－	0件	－	0件	－	0件
	意思疎通支援事業						
	①手話通訳者派遣事業	2件	2件	2件	2件	2件	
	②手話通訳者設置事業	－	0人	－	0人	－	0人
	日常生活用具給付等事業						
	①介護訓練支援用具	2件	1件	2件	3件	2件	
	②自立生活支援用具	2件	1件	2件	3件	2件	
	③在宅療養等支援用具	5件	4件	5件	6件	5件	
	④情報・意思疎通支援用具	10件	6件	10件	4件	10件	
	⑤排泄管理支援用具	420件	478件	420件	454件	420件	
	⑥在宅生活動作補助用具	2件	1件	2件	1件	2件	
	手話奉仕員養成研修事業	15人	2人	15人	3人	15人	3人
	移動支援事業（実利用者数）	22人	13人	22人	10人	22人	10人
	地域活動支援センター事業（利用者数/月）						
	①自市町	0人	0人	10人	0人	10人	0人
	②他市町	23人	29人	23人	7人	23人	
任意事業	訪問入浴サービス事業	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	日中一時支援事業（実利用者数）	18人	3人	18人	7人	18人	8人
	レクリエーション活動等支援事業	実施	実施	実施	未実施	実施	未実施
	芸術文化活動振興事業	－	実施	－	実施	－	実施
	点字・声の広報等発行事業	実施	実施	実施	実施	実施	実施

4 第7期障害福祉計画における地域生活支援事業の見込量

(1) 必須事業

事業名		令和6年度	令和7年度	令和8年度
理解促進・啓発事業		実施	実施	実施
自発的活動支援事業		実施	実施	実施
相談支援事業				
①障害者相談 支援事業	委託事業所数	6カ所	6カ所	6カ所
	実利用者数	60人	65人	70人
②基幹相談支援センター		1カ所	1カ所	1カ所
③基幹相談支援センター 機能強化事業		実施	実施	実施
④住宅入居等支援事業		－	－	－
成年後見制度利用支援事業		実施	実施	実施
成年後見制度法人利用支援事業		－	－	－
意思疎通支援事業				
①手話通訳者派遣事業		2件	2件	2件
②手話通訳者設置事業		0人	0人	0人
日常生活用具給付等事業				
①介護訓練支援用具		3件	3件	3件
②自立生活支援用具		2件	2件	2件
③在宅療養等支援用具		6件	4件	5件
④情報・意思疎通支援用具		5件	5件	5件
⑤排泄管理支援用具		460件	465件	470件
⑥在宅生活動作補助用具		2人	2人	2人
手話奉仕員養成研修事業		3人	3人	3人
移動支援事業	実利用者数	10人	10人	10人
	延利用時間	300時間	300時間	300時間
地域活動支援センター事業				
①自市町	実施個所数	0カ所	0カ所	0カ所
	実利用者数	0人	0人	0人
②他市町	実施カ所数	3カ所	3カ所	3カ所
	実利用者数	8人	8人	8人

(2) 任意事業

事業名		令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
訪問入浴サービス事業		0 人	0 人	0 人
日中一時支援事業	実利用者数	9 人	3 人	3 人
	延利用者数	480 人	200 人	200 人
レクリエーション活動等 支援事業		実施	実施	実施
芸術文化活動振興事業		実施	実施	実施
点字・声の広報等発行事業		実施	実施	実施